

## 横芝光町職員等による公益通報の処理に関する要綱

### (目的)

第1条 この訓令は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の規定に基づき、職員等からの法令違反等に関する通報を適切に処理するために必要な事項を定めることにより、当該通報を行った者の保護を図るとともに、本町における法令遵守を推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 本町の職員であって、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員及び同条第3項第3号に規定する特別職の職員
- (2) 職員等 次に掲げるものをいう。
  - ア 職員
  - イ 本町が実施する事務又は事業の委託を受けたもの及びその委託に係る業務に従事している者並びに指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）及びその管理する公の施設の管理業務に従事している者
  - ウ 他の団体から本町へ派遣されている者
  - エ アからウまでのほか、本町の法令遵守を確保する上で必要と認められる者
- (3) 内部公益通報 職員等が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、本町又は職員について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を通報することをいう。
- (4) 通報対象事実 次に掲げる事実をいう。
  - ア 本町の事務又は事業における法令（条例、規則等を含む。）に違反する事実
  - イ 個人の生命、健康、財産若しくは生活環境を害し、又はこれらに重大な影響を与えるおそれのある事実
  - ウ ア及びイに掲げるもののほか、行政に対する町民の信頼を著しく損なうおそれのある行為に係る事実

- (5) 通報等 職員等からの通報対象事実に関する通報及び相談をいう。
- (6) 通報者等 通報等を行った職員等をいう。
- (7) 被通報者 通報対象事実に関する行為を行った、行っている、又は行おうとしていると通報等をされた者をいう。

2 前項に規定するもののほか、この訓令において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(内部公益通報窓口の設置)

第3条 職員等からの内部公益通報を受け付けるため、内部公益通報窓口を総務課に設置する。

2 内部公益通報窓口は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 内部公益通報の相談及び受付に関すること。
- (2) 関係機関等及び横芝光町内部公益通報処理委員会（第7条の規定により設置された「横芝光町内部公益通報処理委員会」をいう。）との連絡調整に関すること。
- (3) その他内部公益通報に関すること。

3 前2項の規定にかかわらず、職員等は、内部公益通報窓口の事務に従事する者が内部公益通報の対象である場合等、特に内部公益通報窓口で内部公益通報をすることが適切でないと考えるときは、副町長に対し内部公益通報を行うことができる。

4 前項の規定により副町長が内部公益通報を受け付けた場合の事務の処理方法については、第6条、第10条及び第12条第3項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「内部公益通報窓口」とあるのは、「副町長」と読み替えるものとする。

(内部公益通報の方法等)

第4条 職員等は、通報対象事実を知り得たときは、内部公益通報をすることができる。

2 内部公益通報は、内部公益通報窓口に対し次に掲げる事項を明らかにして、書面、電話、ファクシミリ、電子メール又は面談その他町長が特に必要と認める方法により通報するものとし、客観的かつ具体的な根拠を示して通報する場合を除き、原則として実名によるものとする。

- (1) 発生した日時
- (2) 発生した場所
- (3) 通報対象事実の具体的な内容

(4) 通報対象事実を裏付ける証拠等及びその具体的な内容

(内部公益通報を行う者の責務)

第5条 職員等は、内部公益通報に当たっては、客観的な資料に基づき誠実にこれを行わなければならない。この場合において、職員等は、誹謗中傷、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正な目的でこれを行ってはならない。

(内部公益通報の受付等)

第6条 内部公益通報窓口は、第4条の規定により内部公益通報を受けたときは、内部公益通報受付票（別記第1号様式）を作成しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、内部公益通報窓口は、通報された内容が個人の正当な利益若しくは公共の利益を害するおそれのあるもの又は私的な理由若しくは不正な意図によるものと認められる場合は、これを受け付けないものとする。

3 内部公益通報窓口は、第4条の規定により内部公益通報を受け付けたときは、速やかに横芝光町内部公益通報処理委員会に諮らなければならない。

(委員会の設置)

第7条 職員等からの内部公益通報を処理するため、横芝光町内部公益通報処理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の所掌事務)

第8条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 内部公益通報の受理又は不受理を決定すること。
- (2) 内部公益通報の調査に関すること。
- (3) その他町長が特に必要と認めること。

(委員会の組織等)

第9条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副町長をもって充てる。
- 3 副委員長は、総務課長をもって充てる。
- 4 委員は、課長級以上の職員のうちから委員長が指名する。
- 5 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

8 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

9 委員会の庶務は、総務課において処理する。

（内部公益通報の受理の決定等）

第10条 内部公益通報窓口は、委員会が当該内部公益通報の受理を決定したときは受理した旨を、不受理を決定したときは受理しない旨及びその理由を、内部公益通報受理・不受理通知書（別記第2号様式）により、公益通報を行った者（以下「通報者」という。）に対し遅滞なく通知しなければならない。

（調査の実施）

第11条 委員会は、内部公益通報の受理を決定したときは、当該通報に係る通報対象事実について、通報者が通報事案の関係者に特定されないよう十分配慮し、速やかに必要かつ相当と認められる方法で調査（以下「事実調査」という。）を行わなければならない。

2 委員会は、事実調査について職員のうちから調査員を指名し、必要な調査を行わせることができる。

3 職員等は、正当な理由がある場合を除き、事実調査に協力しなければならない。

4 委員会は、事実調査の方法、内容等の適正を確保するとともに、事実調査の適切な進捗を図るため、事実調査について適宜確認を行うものとする。

5 委員会は、必要に応じて、通報者に対し、事実調査の進捗状況を通知するものとする。

（調査結果の報告等）

第12条 委員会は、事実調査の結果（以下「調査結果」という。）を町長に報告するものとする。

2 町長は、調査結果の報告を受けた場合において、通報対象事実があると認めるときは、速やかに是正措置及び再発防止措置（以下「是正措置等」という。）を講じ、その内容を委員会に報告しなければならない。

3 内部公益通報窓口は、調査結果及び是正措置等の内容を内部公益通報調査結果等通知書（別記第3号様式）により通報者に通知しなければならない。

い。

(通報者への通知)

第13条 第10条、第11条第5項及び前条第3項に規定する通報者への通知は、次に掲げる場合は行わないことができる。

- (1) 通報者の氏名又は連絡先が不明であるとき。
- (2) 通報者が当該通知を希望しないとき。
- (3) 適正な業務遂行の確保及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障があると認められるとき。

(秘密保持及び個人情報保護の徹底)

第14条 通報等への対応に関与した職員(通報等に付随する職務等を通じて、内部公益通報に関する秘密を知り得た者を含む。以下同じ。)は、内部公益通報に関する秘密を漏らしてはならない。

- 2 通報等への対応に関与した職員は、通報等への対応手続において知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- 3 通報等への対応に関与する職員は、秘密保持及び個人情報保護の徹底を図るため、通報等への対応の各段階(内部公益通報の相談、受付、事実調査、是正措置及び通報者への結果通知の各段階をいう。)及び通報等への対応終了後において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 情報を共有する範囲及び共有する情報の範囲を必要最小限に限定すること。
  - (2) 通報者等の特定につながり得る情報(通報者等の氏名、所属等の個人情報のほか、事実調査等が通報を端緒としたものであること、通報者等しか知り得ない情報等を含む。以下同じ。)については、被通報者及びその関係者に対して開示しないこと。ただし、通報等への対応を適切に行う上で、真に必要な最小限の情報を次号に規定する同意を得て開示する場合は、この限りでない。
  - (3) 通報者等の特定につながり得る情報を情報共有が許される範囲外に開示する場合には、通報者等に書面(電子メールを含む。)による明示の同意を得ること。
  - (4) 前号に規定する同意を得る場合には、開示する目的及び情報の範囲並びに当該情報を開示することによって生じ得る不利益について、通報者等に対して明確に説明すること。

4 当該対応に際しての秘密保持及び個人情報の保護に関しては、前3項に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法令その他関係法令等に従うものとする。

(利益相反関係の排除)

第15条 職員は、自ら当事者となっている案件に関する通報等その他の利益相反関係を有する案件についての通報等への対応に関与してはならない。

(不利益な取扱いの禁止)

第16条 通報者等は、正当な通報等を行ったことによっていかなる不利益な取扱いも受けない。

2 正当な通報等を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けた通報者等は、その旨を委員会に申し出ることができる。

3 委員会は、正当な通報等を行ったことを理由として不利益な取扱いがされたと認めるときは、当該不利益な取扱いをした者に対して原状回復その他改善の措置を講ずべきことを指示するとともに、その内容を町長へ報告するものとする。

4 町長は、正当な通報等をしたことを理由として不利益な取扱いを行った者に対しては、懲戒処分その他適切な措置を採るものとする。正当な理由なく、第14条の規定に違反した職員についても、同様とする。

(公表)

第17条 町長は、内部公益通報の件数及び主な内容等について毎年度公表するものとする。

(その他)

第18条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和4年6月1日から施行する。